

算定の可否判断基準（以下に該当する場合は市への申請は不要）

〔老企第36号 第2の9（2）〕

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	※厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者（市への確認不要） サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断する
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次の全てに該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応・記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれかが 「2. できない」又は 基本調査3-8～4-15のいずれかが 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	生活環境において段差の解消が必要と認められる者(市への確認不要) →サービス担当者会議等を通じた適切はケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断する
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動吸引する機能のものは除く) ・要支援1・2から 要介護1～3が対象外 外種目になります	次の全てに該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4全介助」

※基本調査結果により必要性を判断した場合には、福祉用具貸与事業者に、確認に用いた文書（調査表の写し）内容の確認ができる文書の提供をおねがいたします。